

# 市役所の 仕事と 職員名簿

市は4月1日付けで人事異動を行いました。各課における仕事の概要と、4月1日時点の職員配置についてお知らせします。

## ■問い合わせ先

総務課 ☎53-3112



## 香美市イメージキャラクター



**本庁舎住所**  
香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

**代表電話**  
☎53-3111

**開庁時間**  
8:30~17:15

12時から13時までは昼休み、ただし、戸籍・住民票・印鑑証明書・市税証明書・母子健康手帳・健康手帳の発行、市税収納、保険証の再交付、上下水道料金収納の業務は行っています。

## 香美市民憲章 -平成24年4月1日制定-



市章

### 前文

私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます。

### 本文

- 1、豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう。
- 1、互いに思いやり、ささえあう、心安らぐまちにしましょう。
- 1、歴史に学び、伝統を守り、高め、文化の香りあふれるまちにしましょう。
- 1、子どもたちの笑い声は宝物、みんなで見守り育てましょう。
- 1、感謝の気持ちを大切に、元気で働き、仲よく住みよいまちにしましょう。



市の鳥 かわせみ



市の花 あじさい



市の木 すぎ

市民セミナー  
香美市立中央公民館

問い合わせ・申込先  
中央公民館 ☎53-2214  
平日：9時00分～17時00分

## オープニングコンサート

5月30日 日 13時30分～14時30分  
開場13時

『12弦ギターとフルートの弾き語りジョイントコンサート』

立田晃士さん(ギター)と濱口佳太さん(フルート)の演奏で、幅広い世代にお馴染みの曲目でお楽しみいただきます。

**場所** 中央公民館 1階大ホール

**曲目** ♪青葉城恋唄 ♪神田川  
♪海の見える街 他

**参加費** 無料

高知地方法務局人権擁護課  
☎088・822・3503

### 【問い合わせ先】

岩越美代子・山中俊明

◆物部町担当  
甲藤英明・西美紀

◆香北町担当  
田島基宏

◆土佐山田町担当  
中山摩寿子・中澤牧生

◆土佐山田町担当  
村田珠美・福島勇二

◆香美市の人権擁護委員  
土佐山田町担当

中山摩寿子・中澤牧生

村田珠美・福島勇二

田島基宏

甲藤英明・西美紀

岩越美代子・山中俊明

高知地方法務局人権擁護課

☎088・822・3503

【問い合わせ先】

岩越美代子・山中俊明

甲藤英明・西美紀

香北町担当

田島基宏

土佐山田町担当

中山摩寿子・中澤牧生

土佐山田町担当

村田珠美・福島勇二

田島基宏

甲藤英明・西美紀

岩越美代子・山中俊明

高知地方法務局人権擁護課

☎088・824・4100

【問い合わせ先】

高知行政監視視行政相談セン

ター

☎088・824・4100

高橋千恵・丸内一秀

岡崎千佳

高橋千恵・丸内一秀

**行政相談委員へご相談ください！**

毎日の暮らしの中で、役所の仕事や手続きについて、分からないことや、困っていることがあれば、行政相談をご利用ください。

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、市民の皆さんのからの相談をお聴きする民間有識者の方です。

行政相談委員は、

- ①国の仕事
- ②J R、N T T等の特殊法

**人の仕事**

③県や市町村が国の補助を受けて行っている仕事などについて、皆さんからの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしていきます。

相談は、皆さんの身近な公共施設などで定期的に開設される相談所などで受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

※毎月の行政相談の日程は、市民カレンダーに掲載しています。

**【香美市の行政相談委員】**

**人権に関する相談は人権擁護委員へ**

6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、家庭および近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談を無料・秘密厳守でお受けしています。

相談日は、毎月の広報香美にある市民カレンダーを参照してください。

**【香美市の人権擁護委員】**

- ◆土佐山田町担当  
中山摩寿子・中澤牧生  
村田珠美・福島勇二  
田島基宏
- ◆香北町担当  
甲藤英明・西美紀
- ◆物部町担当  
岩越美代子・山中俊明

**【問い合わせ先】**  
高知地方法務局人権擁護課  
☎088・822・3503

## 令和3年経済センサスが始まります！！

総務省・経済産業省が5年ごとに行う経済センサスは、経済活動の状態を全国的、地域別に明らかにするため、すべての事業所および企業を対象に実施します。調査の結果はさまざまな行政施策などを通じて私たちの生活に還元される、きわめて重要な調査となります。

6月1日を基準日とするため、5月中旬から調査員が順次お伺いしますので、調査票への回答をお願いします。

**経済センサス 活動調査**

日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」が始まります。全国すべての事業所・企業が対象です。

令和3年6月1日

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

問い合わせ先  
企画財政課企画調整班 ☎53-3114